

各位

会計事務所のリスクマネジメントをバックアップ!

ファルクラム 第21回 租税法研究会

～慰留手当の給与所得該当性・居住の用に供された宅地の意義～

当然ながら租税法の条文解釈を最も的確に行い得るのは、税理士などの租税専門家であるはずですが。専門家は、その名に恥じないよう、高度な解釈技術と経験を駆使して業務に当たらなければならないのはいまでもありません。法律論をしっかりとマスターすることが最大のリスクマネジメントでもあります。

今回は、慰留手当は給与所得に該当するか否かが争われた事例を素材として給与所得の意義を理解します。また、相続税法上の小規模宅地評価に係る「居住の用に供されていた宅地」の意義が争われた事件を通じて、文理解釈とは何を意味するのかについて考え、実際に役立つ条文解釈能力を高めましょう。

◆日程・会場等 2012年11月17日(土) 14:00～16:30

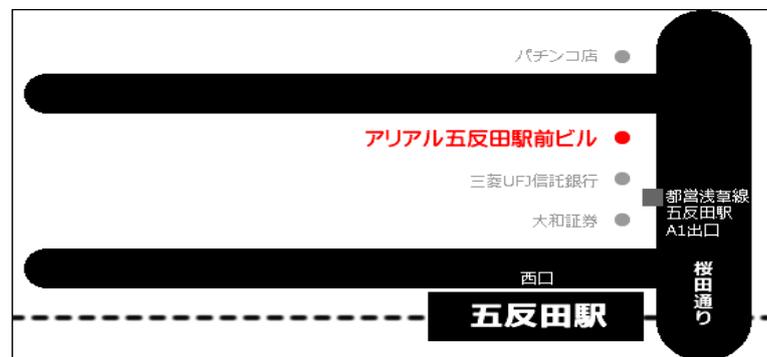
参加費:30,000円(ファルクラム研究員(会員事務所2名まで)無料)

<会場>アリアル五反田駅前ビル(下記地図参照) <住所>東京都品川区西五反田1-2-9

講師:ファルクラム代表理事 国士舘大学法学部教授 酒井 克彦

- 慰留手当が給与所得に該当するとした事例—東京地裁平成 23年 8月 26日判決
- 相続税法上の小規模宅地評価に係る「居住の用に供されていた宅地」の意義—福岡高裁平成 21年 2月 4日判決

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。



JR線・東急池上線五反田駅から徒歩1分 浅草線五反田駅 A1 出口から徒歩30秒

◆主催:一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地:〒154-0017 世田谷区世田谷 4-14-24-504

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名	事務所名
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者のみの記載で結構です。
TEL	FAX
E-mail	
参加者	

研究員(会員事務所)募集

(研究報告者・聴講者)

事例研究・判例研究を通じて、事務所のリスク回避を考えましょう。

研究内容:

租税法に関する様々な裁判例の研究を通して、租税法の考え方を習得することを目的とします。研究員の中から希望者を募ってゼミを開催し、そこで、研究報告者による判例研究を行い、毎回2本又は3本ずつ判例評釈の報告を基に、講師を交えて討論します。また、毎回、提示された設問に応じてグループディスカッションを行い、条文の読み方、判例の読み方、法律的主張の構成などを通じてリーガルマインドの養成を図ります。

募集内容:

- ★ 研究員は毎月募集します。
- ★ 研究員(会員事務所)には毎月自宅学習用DVDが送られます。その他、出席できない方には、セミナー実況DVDをお送りしますので、ご多忙な方でも、遠方の方でも安心してご参加いただけます。
- ★ 完全通信制の「通信ファルクラム」を始めました。ご相談ください。
- ★ お試し参加制度(無料)もございます。

お問い合わせ:一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@ful-crum.info) 03-5799-4588 (9~17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:03-5799-4597(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>